

スベック体育クラブ規約

1. 名称 本クラブは、スベック体育クラブという。
2. 位置 本クラブは、大阪市東淀川区豊新5丁目8番19号におく。
3. 目的 本クラブは、専任コーチ制による体育指導を通じて基礎体力を養成し、心身共に豊かで健康な人間形成を目指す。
4. 入会資格 本クラブへの入会資格は、本クラブの趣旨に賛同した者で本クラブの審査に合格し、本規約を承認した者とする。
5. 指導日時 会員は、各コース毎に定められた曜日、時間に指導を受けることができる。
6. 休業日 本クラブ指定の休業日・創立記念日・その他やむを得ない事由が発生した場合に限り休業することがある。
7. 指導内容 本クラブは、各コース・クラスに応じた指導要項及び細目を設置しそれに基づき指導する。
8. 入会手続き 当クラブへの入会手続きは、別紙に定める。
9. 登録料
 - 1) 初年度登録料
初年度登録料は、別に定めるところに従い、コース別の初年度登録料を入会手続き時に初年度の必要費用として納入しなければならない。
 - 2) 継続年度登録料
継続年度登録料は、別に定めるところに従い、初年度登録後一年後を経過する毎に継続年度の必要費用として納入しなければならない。
10. 会費 月会費は、別に定めるところに従い、前納制で郵便局自動払いとし毎月5日に所定の口座より引き落としをされるものとする。
11. 退会 退会しようとするものは、**退会する前月末の2週間前**までに退会届出用紙に必要事項記入の上、受付を経由して本クラブに届出なければならない。
12. 休会 休会は、原則として認めない。但し、特別の事由がある場合は認める場合がある。
この場合**休会する前月末の2週間**までに休会届出用紙に必要事項記入のうえ、受付を経由して本クラブに届出、承認を得なければならない。(承認された場合は、休会承認月の正常会費50%の残額を後日返金するものとする。)
13. 会費等の不返還 一旦納入した登録料及び会費等は、応当月以降は理由の如何を問わず返還しない。
14. 会費等の怠納 会員が事前の手続きをとる場合の他、正当な理由がなく会費等の納入を一回でも怠ったときは、指導を停止され当然に会員としての資格を失う。
15. 傷害事故の責任 会員が、授業中に身体上の傷害を受けたときは、その会員がコーチの指示に厳密に従っていたと認められる場合に限り、本クラブは本クラブが加入のスポーツ傷害保険の範囲内にて、損害賠償の責に任する。
16. 処分 本規約及び本クラブが定める施設利用上の細則に違反する行為等、本会員としてふさわしくないと認められる者に対しては、本クラブ役員会においてコーチの意見を聞いたうえ、除名処分することがある。
17. 私物管理 原則として会員各自で管理のこと。貴重品は受付に預けること。万が一盗難があった場合については、本クラブは一切その責は負わないものとする。
18. 改正 本規約の改正及び変更は、本クラブの定めるところのものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとする。
19. 附則
 - 1) 本規約に定めのない事項は、本クラブがこれを定めるものとする。
 - 2) 登録料・会費等については、経済情勢により変更する場合がある
20. 規則の発効 本規約は、1992年8月20日より適用する。